

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境推進課）	35
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	35
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	36
○道路の供用の開始……………（道路課）	37
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	37
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	37
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	38

告 示

北海道告示第698号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 形質変更時要届出区域 岩見沢市4条西9丁目8番2の一部（次の図のとおり）
 (2) 特定有害物質の種類 ベンゼン

2 (1) 形質変更時要届出区域 岩見沢市5条東13丁目6番の一部（次の図のとおり）
 (2) 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

3 (1) 形質変更時要届出区域 美瑛市字美唄1384番12の一部、1384番23の一部、1384番26の一部、1384番41の一部（次の図のとおり）
 (2) 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（稚内地区草地整備〔担い手中核型〕（区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷総合振興局に備え置いて、平成23年11月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字余別町217、343、字沢262、288、290、295、296の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字余別町字余別671の1（次の図に示す部分に限る。）、大字余別町217、343、字沢262、288、290、295、296の1

2 指定の目的 魚つき

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内373の1（次の図に示す部分に限る。）、373の2

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第703号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小樽市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 江部乙雨竜線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	滝川市江部乙町683番1地先から 雨竜郡雨竜町字伏古48番30地先まで	平成23.12.1 午後2時
道道 霧立小平線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌郡小平町字川上257番1地先から 同郡小平町字川上88番1地先まで	平成23.11.30 午前10時

北海道告示第706号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 蘭越ニセコ倶知安線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
磯谷郡蘭越町字豊国531番2地先から 同郡蘭越町字豊国530番2地先まで		前	18.39mから 65.63mまで	100.00m	—
		後	18.39mから 75.94mまで	100.00m	—

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道後志総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年11月29日

北海道後志総合振興局長 神 耐 三

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複合機 1台
(デジタル複合機1台と交換)
- 落札を決定した日
平成23年11月2日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社川端文化堂
(2) 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目18番地
- 落札金額
525,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成23年10月7日付け北海道後志総合振興局告示第42号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道釧路総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年11月29日

北海道釧路総合振興局長 村 井 悟

- 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック(10トン級6×6専用型)1台
(除雪トラック(10トン級6×6専用型)1台と交換)
- 落札を決定した日
平成23年11月18日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 UDトラックス道東株式会社
(2) 住所 帯広市西21条北1丁目3番12号
- 落札金額

30,060,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

(1) 平成23年10月7日付け北海道釧路総合振興局告示第5号

(2) 平成23年10月21日付け北海道釧路総合振興局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成23年11月29日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸